

石狩市会計年度任用職員 募集案内

令和8年1月27日

石狩市

令和8年4月1日付け任用の石狩市会計年度任用職員を下記のとおり募集します。

1. 募集受付期間

募集職種によって受付期間が異なります。各職種の受付期間は下記のとおりです。

- ① 海浜植物保護地区監視員 令和8年2月2日（月）～令和8年2月10日（火）
- ② 海浜植物保護センター普及員 令和8年2月2日（月）～令和8年2月10日（火）
- ③ 司書 令和8年2月2日（月）～令和8年2月20日（金）
- ④ 資料館管理人 令和8年2月2日（月）～令和8年3月6日（金）

2. 募集職種等

別紙「石狩市会計年度任用職員募集一覧」のとおり

3. 任用期間

原則一会計年度（4月1日～翌年3月31日）

4. 応募要件・資格等

- 年齢・性別は不問です。
- 複数の職種への申し込みの場合は、それぞれ申込書を提出してください。
- パソコン操作ができること（ワード・エクセルなど）。※一部職種除く
- 募集一覧に記載された必要な経験・資格を有する人で、地方公務員法第16条の規定に基づく、以下の欠格条項に該当しない人とします。
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・石狩市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成、又はこれに加入した者

5. 応募方法（①・②どちらかの方法で応募してください）

①応募書類を持参又は郵送にてご提出ください。

応募書類	・令和8年度会計年度任用職員申込書（所定様式を使用すること） ※必要事項を記入の上、写真を貼付してください。 ※募集番号は、「募集一覧」をご確認願います。 ・資格、免許証の写し（資格を要する職種のみ） ・障がいをお持ちの方は、手帳の写し
提出先	募集期限までに、「募集一覧」に記載の担当課へ持参又は郵送（当日消印有効）にてご提出願います。 ※応募書類は返却いたしません。

②お持ちのPC・スマートフォンから下記URL・QRコードにアクセスして
必要事項を入力してください。申込後、石狩市より申込完了メールが届きます。

URL : <https://2e4b66d2.form.kintoneapp.com/public/ishikarikaienenndo>



※募集番号③（司書）・④（資料館管理人）については、

①の書類提出による方法でのみ応募を承ります。

申込フォームでの募集はできませんので、ご了承ください。

6. 選考方法

書類選考・面接試験等、担当課により異なります。

詳細については担当課より後日連絡します。

7. 報酬、各種手当、休暇等

○報酬：別紙「石狩市会計年度任用職員募集一覧」の範囲内で、経歴により採用時に決定します。

○各種手当：通勤に係る費用、期末勤勉手当（6か月以上任用かつ週15.5時間以上勤務の場合）など、市の規定により別途支給されます。

○休日：原則、土日祝日ですが、職種により異なります。（募集一覧参照）

○休暇制度：任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇等が付与されます。

○社会保険等：共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めにより、加入要件を満たす場合はそれぞれ適用となります。

8. 再度の任用について

一会計年度の任用終了後、公募により再度の任用が可能です。また、職種によっては、人事評価結果等により公募によらず再度任用される場合があります。

9. 服務等

○地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されるほか、懲戒の規定に該当する場合は、同法に基づく処分の対象となります。

○任用は全て条件付のものとし、任用後1か月間（1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式任用となります。

○会計年度任用職員から正職員への登用制度はありません。

10. その他

関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。

【問い合わせ先】

石狩市総務部職員課職員担当

電話 0133-72-3151